建築・住宅～大河原土木かわら版～

発　行　宮城県大河原土木事務所建築班
〒989-1243　宮城県柴田郡大河原町字南129-1
電　話　0224-53-3918　　FAX　0224-53-8090
E-mail　okdbkkt@pref.miyagi.jp
URL　http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ok-doboku/

○住宅用太陽光発電システム補助金について
～　県　・　国　・　市町村　～　による補助

○宮城県　住宅用太陽光発電普及促進事業補助金　～県再生可能エネルギー室～

１　目　的
県は、地球温暖化防止対策を推進し、低炭素社会の実現を図るため、発電の際に二酸化炭素を排出しないクリーンな電力として，県内の住宅用太陽光発電システム普及を促進することを目的に、太陽光発電システムを設置する県民に対して、予算の範囲内で補助を実施します。

２　申請受付期間
平成２５年６月３日（月曜日）～平成２６年２月２８日（金曜日）（必着）
※ただし、申し込みの状況により、予算額に達した場合は、期限前に受付を終了

３　補助金額　１件あたり　**６万円（定額）**　約５，０００件を予定

４　補助対象者（下記（１）～（５）の要件を全て満たす方が対象）
（１）次の①又は②に該当すること
①　県内に住所を有する（予定の場合も含む）個人
※生計同一者が居住する建物の所有者も含むので，単身赴任者も対象
②　県内に本拠を置く(本社・本店がある)法人（設置建物に条件あり）
※個人事業主も含む。
（２）全ての県税に未納が無いこと
※納税証明書の申請手続きは管轄の県税事務所まで
（３）電力会社と電力受給契約を結んでいること
（４）電力受給開始日が平成２５年１月１日から平成２５年１２月３１日までの間であること
（５）「みやぎe行動（eco do!）宣言」の登録を行うこと

注１）平成２５年度県補助金は、県単独補助金であり、国（J－PEC）の補助金交付決定通知書がなくても申請が可能です。

また、**県補助金は、工事完了後申請**ですが、**国（J－PEC）の補助金は工事着工前の申し込み**となりますので注意願います。

注２）平成２５年度の自動車税を納付された方へ
納税証明書の交付申請に県税事務所へ来所される１ヶ月程度前に自動車税を納付された方は、納税証明書の交付申請の際、自動車税納付の領収書をお持ちいただきますようお願いします。

5　対象システムを設置する建物

県内において、申請者本人が住居として使用しているものまたは住居として使用する予定のものであること

※店舗、事務所等との兼用の住宅に設置する場合も対象となります。
※賃貸共同住宅については、その所有者である賃貸人自らが居住する住戸で電力受給契約を結ぶ場合は対象となります。
※他人に賃貸している建物に設置する場合は対象外となります。
※賃借人が申請者となり設置する場合も対象外となります。
※分譲共同住宅についても対象外となります。

6　対象システム

（１）県内に設置されるもの
（２）対象システムにより発電した電気が、住居部分で消費されているもの
（３）電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第６条第１項の規定により１０kW未満の太陽光発電設備の認定を受けていること

7　申請窓口

公益財団法人　みやぎ・環境とくらし・ネットワーク（ＭＥＬＯＮ）
〒 981-0933　仙台市青葉区柏木1丁目2-45 フォレスト仙台ビル5F

窓口開設期間　平成２５年６月３日(月)～平成２６年２月２８日(金)
平日（祝祭日を除く）　【午前】9時30分～12時
【午後】13時　～17時30分
電　話　080-2811-3510
ＦＡＸ　022-219-5713

ホームページ http://www.melon.or.jp/melon/contents/office/index.htm

○国　住宅用太陽光発電導入支援補助金　～太陽光発電普及拡大センター（J-PEC）～

1　補助金額

補助金額は１kW当たりのシステム価格に応じて，下記２種類どちらかの補助単価で申請することになります。

（１）１kW当たりのシステム価格が ５０万円以下のもの　**１．５万円／kWを補助**

（２）１kW当たりのシステム価格が ４１万円以下のもの　**２．０万円／kWを補助**

2　問い合わせ先

太陽光発電普及拡大センター(J-PEC)
〒 261-7112　千葉県千葉市美浜区中瀬2-6
WBGマリブイースト 12階
電　話　043-239-6200
ＦＡＸ　043-239-6201

ホームページhttp://www.j-pec.or.jp/

注）平成25年度**県補助金は、工事完了後申請**ですが、**国（J－PEC）の補助金は工事着工前の申し込み**となりますので注意願います。

○市町村による補助金一覧（H25.6.6現在）※詳細は市町村に問い合わせ願います。

市町村名	受　　付 開始時期	対象	１ｋWあたりの補助額 （）内：上限額	問い合わせ先
石巻市	H25.5.20	個人 事業者	20,000円（80,000円） 20,000円（200,000円）	環境課 0225(95)1111
気仙沼市	H25.4.1	個人 事業者	25,000円（100,000円） 25,000円（300,000円）	環境課 0226(22)3417
白石市	H25.4.1	個人	20,000円（80,000円）	生活環境課 0224(22)1314
岩沼市	H25.4.1	個人	20,000円（80,000円）	生活環境課 0223(22)1111
栗原市	H25.4.15	個人	30,000円（120,000円）	環境課 0228(22)3350
大崎市	H25.7.1	個人	10,000円（40,000円）	環境保全課 0229(23)6074
蔵王町	H25.4.1	個人	70,000円（280,000円）	環境政策課 0224(33)3007
村田町	H25.4.1	個人	25,000円（100,000円）	町民生活課 0224（83）6401
丸森町	H25.4.1	個人	30,000円（120,000円）	町民税務課 0224(72)3012
七ヶ浜町	H25.4.1	個人	30,000円（90,000円） ※震災被災者は倍額	環境生活課 022(357)5744
大衡村	H25.4.1	個人	100,000円（350,000円）	保健福祉課 022(345)0253
加美町	H25.4.1	個人	30,000円（120,000円）	協働のまちづくり推進課 0229(63)3215
美里町	H25.4.1	個人	30,000円（100,000円）	まちづくり推進課 0229(33)2180
女川町	H25.4.1	個人 事業者	35,000円（125,000円） 35,000円（500,000円）	町民課 0225(54)3131
南三陸町	H25.4.1	個人	30,000円（120,000円）	環境対策課 0226(46)5528

※詳細については、各市町村担当課へ直接お問い合わせください。
なお、こちらへの掲載がなくても補助を実施している場合がありますので、市町村にご確認願います。

※注意～注意太陽光発電システムを設置された方へ～※

最近、システムを設置された方々から、「県は、システムの無料点検を特定の業者に委託していますか？」との問い合わせが寄せられています。
県では、特定の業者に委託し、無料点検を行っておりませんので、無用なトラブルに巻き込まれないようご注意願います。

～　お知らせ　～
大河原土木事務所建築班のホームページをご覧ください。
かわら版のバックナンバーや各種情報を掲載しています。

大河原土木　建築班　｜　検　索